

奈良県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月五日

奈良県知事 山下 真

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 吉野室生寺針線
- 三 道路の区域

| 路線番号 | 区間 | 区域変更の前後別 | | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル | 備考 |
|------|--------------------------|----------|---|---------------|------------|------|
| 8 | 吉野郡東吉野村大字平野一〇三番 | 前 | A | 三・八 | 八〇・〇 | 旧道移管 |
| 2 | 一先から吉野郡東吉野村大字平野一〇九七番二先まで | 後 | B | 九・六 | 六六・〇 | |